

独立行政法人原子力安全基盤機構第三期中期目標等の修正について

1. 経緯

- 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「J N E S」という。）について
は、第185回臨時国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案」が成立し、11月22日付けで公布されたことから、今後、6月以内の施行をもって解散することとなる。
- このため、J N E S の中期目標、中期計画については、上記解散を踏まえた修正を行うことが必要。

2. 修正のポイント

（1）第三期中期目標・中期計画の修正のポイント

- J N E S の第三期中期目標及び中期計画期間（H24. 4. 1～H29. 3. 31）の終期を解散日の前日に修正
- 終期前倒しに伴い、終期以降に取り組む予定であった事項を削除 等
(※) なお、内閣府が所管する J N E S の防災関連業務に関しては、終期前倒しの影響を受けることのない、継続的な取組を記述しており、本件に係る修正は無い。

（2）その他業務方法書の修正のポイント

- J N E S が行う業務を各号列記している条文において、引用元の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）」で改正が行われ、条ズレ等が生じたため、これに併せた技術的修正を実施